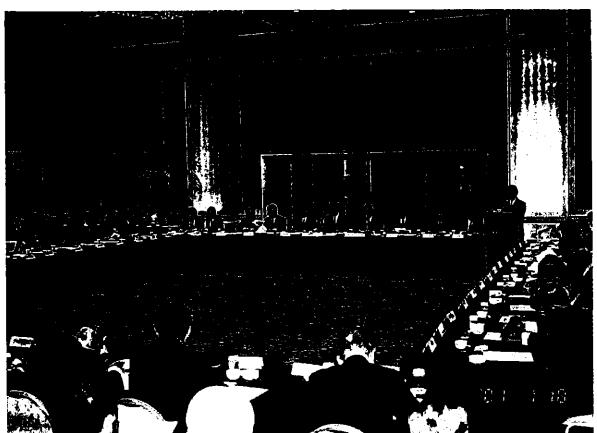


《遊報 平成13年2月1日号》

□□1月の全国理事会□□



○財務委員会（今月号5面参照）

冒頭挨拶する
山田理事長

なお、経営委員会の報告中、12月4日開催の経営委員会協議事項の他、「遊技機の呼出しランプにかかる特許」に関する対応策について、ユーワ産業、アサヒ電機、大一電機産業、日恵製作所、ダイコク電機のランプメーカー15社に対し、メーカーとしての方針の書面での回答を要請していたところ、ユーワ産業、アサヒ電機、大一電機産業、日恵製作所の4社からは4社を代表して代理人弁護士から、ダイコク電機からは単独で書面回答があつた。その結果、以上の5社ともにホルが呉商から訴訟提起された場合は、自社の商品に関する訴訟につき、「訴訟参加」と「裁判費用の負担」に応じる、との回答であつた。これら5メーカー品を使用のホールについては、今後、内容説明等で呉商から「法的手手続きをとる旨の通知」があれば、当該メーカーに連絡するとともに府県組合事務局と全日遊連事務局へも知らせてほしい。また、その他メーカー品を使用のホールに関しても当該メーカーに連絡すると共に府県組合事務局と全日遊連事務局へも知らせてほしい、との報告があつた。

【委員会報告】

- 経営委員会（1月号12面参照）
- 事業委員会（1月号12面参照）
- 機械対策委員会（今月号5面参照）

また、機械対策委員会の報告中、12月11日開催の機械対策委員会協議事項の他、アルゼ製遊技機の電源ボックスの改修に伴う留意事項の徹底についての説明報告と、中古機流通事務の円滑な運用のため、全商協傘下の各地区遊商から各府県組合に傘下組合員に関する最新の名簿の提出の要請があつた場合、協力してほしい、との説明報告、

1月16日に警察庁から全日遊連、日遊協、日工組、日電協に対し、遊技機の規則改正について試案の内示があつた、との報告があつた。

【決議事項】

第1号議案 平成13年度第11回全国ファン感謝デーセット賞品案について

小山事業委員会担当副理事長から、平成13年度第11回全国ファン感謝デーセット賞品案について、約30,000セットという大量一括発注によるメ

リットを最大限に生かすため、引き続き、全国統一のセット構成とし、地域的な制約が生じない賞品、質の高い賞品の提供等に主眼を置き、検討協議した。

併せて、手数料の変更による事業収入のアップも図っているとの説明があり、協議の結果、拍手をもって承認した。

【報告事項】

- (1) 遊技料金に係わる消費税等の外税方式への手順について

玉川消費税問題研究会委員から、昨年4月に提出した全日遊連からの陳情書による外税転嫁の要望が認められ、12月26日に遊技料金の基準として、公安委員会規則に定める金額は、消費税等を含まないと解することが示され、外税方式への転嫁が可能となつた。現時点での手順と留意事項等について、

①外税転嫁の基本は、パチンコは、遊技料金1個4円で25個1,000円なので、1,000円に5%消費税で1,050円となる。それを1,000円内に外税として収めるためには、貸玉分24個と消費税分で受領する方法で転嫁が可能である。パチスロも同様で遊技料金1枚20円で25枚500円なので、500円に5%消費税で525円となる。それを500円内に外税として収めるためには、貸メダル分24枚と消費税分で受領する方法で転嫁が可能である。

②遊技機等の対応方法は、現金玉貸機は、玉貸出し部分を24個に調節することができる。C.R.機は、玉貸出し部分の部品を25個から24個に交換する必要がある。そのため変更用の部品の開発、製造をメーカーに要望する。メーカーは部品変更機種として型式試験、検定を受け直せば、C.R.機は新たな検定を受けた型式の遊技機となる。ホールでは、外税方式に部品変更する場合、公安委員会に対して部品変更承認申請を行い、承認後、交換することが考えられる。なお、変更部品との交換は、全国一斉実施は困難である。

る。経営者が転嫁を決定し、その都度実施されるが、ホール内の遊技機、玉貸機、メダル貸機は全台同時に変更しなければならない。今後は、メーカーによる外税方式対応のCR新型機が開発製造されることも日工組に要望する。パチスロ機のメダル貸機は、パチンコ機の現金玉貸機と同じである。

③外税転嫁に伴う留意事項は、1つのホールで外税、内税の二方式を適用することは、等価の計算を行う観点から、あり得ない。外税、内税の二方式の内、いずれを採用するかはホールの自由裁量である。組合等で統一を図ることは出来ない。ホール毎に転嫁方法及び消費税額を明示し、遊技客が遊技料金と消費税と混同することがないようにする。外税採用の場合、賞品と交換時には徴収することは出来ない。また、賞品の提供の際は、遊技料金に基づいて等価の計算をすることとなる。消費税法上、期間中の課税売上高3千万円以下の免税事業者は、消費税を遊技客から收受することは出来ない。

等の報告があり、最後に今後とも行政当局の具体的な指導を受けながら、出来るだけ早く外税方式が導入出来るよう準備を進める。全日遊連としては関係団体への要望と併せて、行政当局に對して外税転嫁に伴う運用について文書で説明し、ご了承を得た後、正式に開始したい。今後の対応については、進捗状況を知らせながら進めるとの説明があった。

(3) その他

高橋専務理事から、全日遊連から先行カード三社に対し、PCの消費税問題解決のため、基本誓約書の手直しを求めていたが、直ちには応じかねることであった。ただし、具体的な問題が生じた場合には、個別対応により善処する旨約束しており、三社とも担当窓口が整っているので、今後、この種の問題で紛議が生じた場合は、全日遊連に速報するとともに、カード会社

(2) 「東京都税調のパチンコ新税提案」に対する反対取組みの状況について
原田副理事長（東京都遊技業協同組合理事長）から、「東京都税調のパチンコ新税提案」に対する反対取組みの状況について、概要以下の報告があつた。

11月30日に答申があり、その数日前に新聞報道で知つたことから、11月28日の定例理事会を新税対策理事会とし、対策を検討した上、12月19日「パチンコ新税合同対策本部」を設置した。

答申の翌日から関係役員が都府を訪問し、主税局幹部と面談し、9団体連名の陳情書を提出した。続いて都議会会派に協力要請を行つた。これらと併行して広報活動と新税反対フォーラムを開催し、新税反対を訴えるとともに新税反対署名運動を展開することを決定した。今後は、各ブロック協議会で「新税対策緊急集会」を開催する他、関係向きに強く反対の意向を伝える予定である。

の担当窓口に連絡して対応を求める、解決するようお願いしたい、との事務連絡があつた。

議事終了後、理事会当日付で警察

府・生活環境課長に就任された吉田英法課長から「新年の御挨拶」（児嶋洋平課長補佐代読 今月号4面参照）

理事会終了後、警察庁及び関係団体からの来賓多数の出席を得て、全日遊連新年祝賀会が開催された。



挨拶に立った山田理事長と来賓祝辞を述べられる

(社)日本遊技関連事業協会 平本將人会長(右)

新年祝賀会風景

乾杯の音頭をとる海江田鶴造顧問

会場内は終始和やかな雰囲気

